

# 令和7年度大分空港お仕事見学会広報委託業務

## 仕様書

### 1 委託業務の名称

令和7年度大分空港お仕事見学会広報委託業務

### 2 本業務の契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

### 3 業務の目的

大分空港お仕事見学会の開催及び参加者の募集をチラシやポスター、Web広告などにより情報発信を行い、幅広いターゲット層に効果的にアプローチすることを目的とする。

(お仕事見学会の概要)

- ・日にち：令和8年2月25日（水）
- ・場所：大分空港
- ・参加者：60名程度を想定
- ・構成：大分空港見学、企業説明会

### 4 業務内容等

#### (1) チラシ及びポスターの作成

チラシデザインを作成し、大分空港利用促進期成会と打ち合わせのうえ決定したチラシを800部、ポスターを40部を印刷すること。また、作成後に別添配布先一覧のとおり送付すること。

#### (2) Web広告による事業の広報（広告の制作、広告の運用）

広告クリエイティブもしくはテキスト広告を制作し、大分空港お仕事見学会の開催を案内するとともに、発注者が指定する申込フォームへの誘導広告を実施すること。

##### ①主要ターゲット

- ・県内での就職・転職を意識している10代後半～40代の男女

##### ②対象サービス

- ・広告は、Google や yahoo 等の検索連動型広告または Facebook や Instagram 等のSNS 広告のいずれかを用いて、ターゲット層へ効果的な情報発信を行うこと。

### ③広告期間

- ・令和8年2月2日（月）～2月19日（木）までとする。

## （3）Web広告の効果測定及び報告業務

### ①広告開始後のモニタリング

- ・広告の表示方法やクリック数の実績について、広告配信開始後1週間ごとに集計及び分析を行い、委託者が指定する日までに報告すること。
- ・各期の報告の際、状況に応じて効果的な運用の見直し等についての提案を行うこと。

### ②報告書の提出

- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について、改善提案等を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

## （4）その他効果的な手法による情報発信

本業務で実施する広告と連動して、参加者の増加につながるような企画・取組がある場合には積極的に企画・提案すること。

具体的な内容については、企画提案内容をもとに大分空港利用促進期成会と協議の上で決定する。

## 5 成果物又は提出物

### （1）チラシデザイン及び広告クリエイティブ

本業務により制作した画像は、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は委託者に帰属することとする。

### （2）報告書

Web広告配信完了後、本業務にかかる配信結果レポートを含む下記書類を提出すること。

- ・分析結果報告書
- ・大分空港お仕事見学会広報委託業務完了報告書
- ・その他発注者が提出を求める書類

## 6 費用の上限額

2,500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

## 7 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 8 その他業務実施上の条件

- (1) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果物品中のデータや写真、イラストなどについては委託者が作成する印刷物やホームページなどに自由に使用できるものとする。
- (2) 著作者は成果物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) (1)により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が、受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。
- (5) 成果品等のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品等を利用するためには必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて、当該第三者の許諾を得るものとする。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (6) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用又は改変する場合は、書面等により委託者に届け出るものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (8) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (9) 受託者決定から契約締結の間に発注者と契約内容を詳細に協議すること。
- (10) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、発注者と十分協議すること。